

市町村地域生活支援事業における居住地の取扱について

1. 自立支援給付に係る基本的な考え

障害者自立支援法における自立支援給付（障害福祉サービスに係る介護給付費等、自立支援医療費等及び補装具費）の支給決定等は、原則として、申請者である障害者等の居住地の市町村が行うこととなっている。

一方で、施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等の居住サービス利用者に関しては、当該施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大となることを回避するため、居住地原則の例外として、一定の利用者については、入所等の前に居住地を有していた市町村を支給決定等及び給付の実施主体とする取扱がなされている。【居住地特例】

また、居住地特例の対象となった場合、当該者が利用する日中活動サービスや補装具費等についても、同様に実施主体が決定される。

2. 市町村地域生活支援事業の居住地に係る厚生労働省の見解

- 地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上もこうした規定は設けられておらず、それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等をふまえて、事業の実施主体である市町村が判断する。（H17. 12. 26 障害保健福祉主管課長会議 資料6 / H18. 1. 13 市町村担当者等説明会 資料P. 84）
- 福祉ホームそのものは地域生活支援事業であり、居住地特例の規定の適用はない。ただし、18年10月以降、福祉ホームを市町村の地域生活支援事業として実施する場合、その費用については、通常、福祉ホームの所在地市町村が負担することになるものと考えられるが、介護給付費等について居住地特例を設ける趣旨にかんがみ、入居前の居住地市町村との間で、その費用負担についての調整を計ることが適当と考えられる。（H17. 12. 26 障害保健福祉主管課長会議 資料6 / H18. 1. 13 市町村担当者等説明会 資料P. 85）
- Q. 福祉ホームやグループホーム入居者への補装具費の支給については、入居前の居住地の市町村が実施するとのことであるが、日常生活用具の給付についても入居前の市町村が給付を行うこととなるのか。
 - A. 日常生活用具の給付は、地域生活支援事業であり、法的に居住地特例の適用はないが、福祉ホームやグループホーム所在市町村の費用負担が過大とならないよう介護給付費等や補装具費の支給等に居住地特例を設けた趣旨に鑑みれば、日常生活用具の給付についても、入居前市町村が給付の決定をすることが適当と考えられる。（全国課長会議等 Q&A 集 No. 689 H18. 3. 1 会議資料より）